

## ロッカー及びレターケースの利用上の留意事項

これらの備品は、NPO・ボランティアセンターの登録団体の皆様の活動を支援する目的で設置しているものです。ご利用の際は、利用上の注意・マナーを守り、お互いに気持ち良く利用できるよう御協力をお願いします。

### 1 ロッカー

団体の事務消耗品や資料の保管等に御利用いただけます。

	市民活動室	南ボランティアホール	北ボランティアホール
住所	土橋 2554 市民プラザ 2 階	本町 3-2-26 雁木通りプラザ 3 階	中央 1-16-1 レインボーセンター3 階
設置数	72 個	18 個	9 個
利用料金	100 円/月		無料
施錠	ダイヤル式		
貸出個数	原則 1 団体につき 1 個		

### 2 レターケース

団体相互の文書の受渡し等に御利用いただけます。

	市民活動室	南ボランティアホール	北ボランティアホール
住所	土橋 2554 市民プラザ 2 階	本町 3-2-26 雁木通りプラザ 3 階	中央 1-16-1 レインボーセンター3 階
設置数	66 個	36 個	なし
利用料金	無料		—
施錠	なし		—
貸出個数	原則 1 団体につき 1 個		

### 3 利用期間

- ロッカー : 1 年間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）
- レターケース : 1 年間（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）

空きがある場合は年度途中からの利用も可能です。（年度途中からの利用の場合も、利用期間は最長で令和 9 年 3 月 31 日までです。）

複数年度利用する場合は、年度ごとに申込みが必要です。

裏面あり

#### 4 利用承認、利用料の納付

ロッカー等の利用可否は3月20日までに決定し、4月上旬に「物品貸付通知書」とあわせて「納入通知書」を送付します。期限までに金融機関窓口にて利用料をお支払いください。

3月中に利用の可否を知りたい場合は、おそれいりますが、センターにお問い合わせください。

#### 5 その他

- (1) 盗難等、設備利用上のトラブルについて市は責任を負いませんので、貴重品の保管や受け渡しには使用しないでください。
- (2) 設備を破損・損壊した場合は、修理代の弁償を求める場合があります。
- (3) 設備利用に当たって、他の利用団体等へ迷惑をかけるような場合は、利用を取り消す場合があります。(例: 食料、動植物、悪臭を放つ物品の保管等)
- (4) 利用申請数が設置数を上回った場合は、先着順で利用団体を決定します。
- (5) 継続利用の場合も改めて番号を割り振りしますので、現在利用している位置と変わることがあります。



ロッカー



レターケース